

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年12月5日(2025.12.5)

【登録番号】意匠登録第1812563号(D1812563)

【掲載公報発行日】令和7年11月12日(2025.11.12)

【年通号数】登録公報(意匠)2025-210

【意匠分類】E1-6330

【出願番号】意願2024-24256(D2024-24256)

【訂正の要旨】【意匠権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(45) 【発行日】令和7年11月12日(2025.11.12)

(12) 【公報種別】意匠公報(S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1812563号(D1812563)

(24) 【登録日】令和7年11月4日(2025.11.4)

(54) 【意匠に係る物品】飛行機おもちゃ

(52) 【意匠分類】E1-6330

(51) 【国際意匠分類】Loc(14)C1.21-01

(21) 【出願番号】意願2024-24256(D2024-24256)

(22) 【出願日】令和6年11月22日(2024.11.22)

(72) 【創作者】

【氏名】前原 崇

【住所又は居所】東京都台東区浅草橋2-2-10 カナレビル1F 株式会社プロダクト・ネットワーク内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】516182557

【氏名又は名称】株式会社プロダクト・ネットワーク

【住所又は居所】東京都台東区柳橋1-4-5 ザ・パークレックス浅草橋8F

(74) 【代理人】

【識別番号】100114258

【弁理士】

【氏名又は名称】福地 武雄

【審査官】平田 哲也

(55) 【意匠に係る物品の説明】この意匠に係る物品は、透明なアクリル板で各構成片が形成され、各構成片が適切に組み合わせることで飛行機の形状を成す飛行機おもちゃである。特に、各構成片を並べた状態を示す参考図に示されるように、主翼と水平尾翼を胴体へ結合させるために胴体側の部位に設けられた突起部が、左右の主翼および左右の水平尾翼において対向して衝突しないように、ずらして設けられていることから、完成時に、左右の主翼および水平尾翼が、胴体にきちんと接続され、左右対称に見える外観が構成されている点に特徴を有する。さらに、この意匠は、旅客機を想起させる形状を有しているが、アクリル板を特定の形状にくり抜いて各構成片が形成されるため、胴体は円筒形ではなく、アクリル板の厚さを有する板状となっている。板状の各構成片を組み合わせることで、旅客機の形状を表してたところに意匠の創作の中心がある。また、旅客機の飛行姿勢を再現するため、機体の下部にスタンドが連結されている。旅客機の模型およびこれに連結されたスタンドにより、本意匠に係る物品である飛行機おもちゃが構成されている。なお図面中に示されるように、構成片の一部には着色が施されている。材料となっているアクリル板は、透明であるため、着色部分については、見る角度によって色彩が異なって見えることがある。

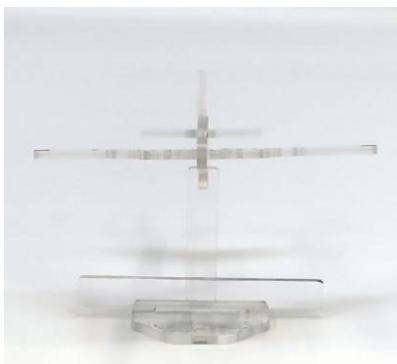
(55) 【意匠の説明】この意匠の右側面図は左側面図と対称にあらわれる。

【図面】

【右斜め上からの斜視図】



【正面図】



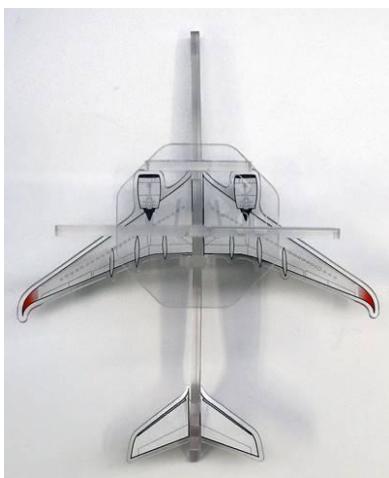
【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】



【左側面図】



【左斜め下からの斜視図】



【右前方からの斜視図】



【左前方からの斜視図】



【右後方からの斜視図】



【左後方からの斜視図】



【各構成片を並べた状態を示す参考図】



【組み立て途中の状態を示す参考図】



(56) 【参考文献】p e n、12号、23巻、(2019-7-15)、18頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA31004445)

(56) 【参考文献】p e n、(2020-2-14)、12頁、(特許庁意匠課公知資料番号RA02000425)

(56) 【参考文献】日経トレンディ、503号、(2023-1-4)、21頁、(特許庁意匠課公知資料番号RA05004570)